

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015横第59号
事故等種類	衝突
発生日時	平成27年5月3日 12時50分ごろ
発生場所	愛知県田原市伊良湖岬南東方沖 伊良湖岬灯台から真方位119° 7.6海里（M）付近 （概位 北緯34° 31.05′ 東経137° 09.04′）
事故等調査の経過	平成27年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 <sup>りゅうほう</sup> 竜宝丸、16トン 240-33010愛知、個人所有 B 漁船 じゅんかい丸、4.5トン AC3-37374（漁船登録番号）、個人所有 第240-29084号（船舶検査済標の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に破損 B 船首部に破損
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、釣り客18人を乗せ、平成27年5月3日05時00分ごろ愛知県豊浜漁港を出港し、伊良湖岬の南東方沖約13M付近で釣りを行った後、帰途に就いた。 船長Aは、伊良湖水道に向けて約17ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北西進中、約2M前方にB船を認めたものの、まだ距離も十分あり、B船に接近することになっても、B船の近くを通過するぐらいであり、接近するまでにB船がA船に気付いて避けてくれるものと思い、同じ針路及び速力で航行した。 船長Aは、魚群探知機の映像等を見ながら航行中、12時50分ごろ、船首方約20mにB船を認め、機関を中立運転として左舵一杯としたものの、間に合わず、A船の船首とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、07時30分ごろ愛知県赤羽根漁港を出港し、同漁港の南方沖の漁場に到着後、両舷から長さ約10mの竿 <sup>さお</sup> を1本ずつ張り出し、ひき縄釣り漁を繰り返していた。 船長Bは、操業しながら速力約5knで東進中、伊良湖岬南東方沖に至り、右舷前方約100mのところに接近するA船を認めたものの、

	<p>B船の操業状態を見れば、A船が避けてくれるものと思い、同じ針路及び速力で航行した。</p> <p>B船は、接近するA船がB船を避ける様子がなかったため、汽笛を吹鳴しながら機関を全速力後進としたものの、間に合わず、A船と衝突した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>船長Aは、B船と著しく接近しても、至近で避ければ衝突しないと思っていた。</p> <p>B船は、黄色の回転灯を点灯していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、伊良湖岬南東方沖を北西進中、船長Aが、前路にB船を認めたものの、魚群探知機の映像等を見ていて見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、伊良湖岬南東方沖を操業しながら東進中、船長Bが、接近するA船を認めたものの、操業中のB船をA船が避けてくれるものと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、伊良湖岬南東方沖において、A船が北西進中、B船が東進中、船長Aが、魚群探知機の映像等を見ていて見張りを行っておらず、また、船長Bが、接近するA船を認めたものの、操業中のB船をA船が避けてくれるものと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊良湖水道付近を航行する場合は、船舶の交通量が多いことに加え、漁船も操業しているので、周囲の船舶の動静を十分に監視すること。</li> </ul>